

○飯島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成30年 3 月23日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令和3告示86・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 令和6年4月1日以降に結婚を機に新たに住宅を購入又は賃貸する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃貸料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料。ただし、賃貸料については、勤務先等から住宅手当等が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金
- (5) リフォーム 老朽化、災害、その他の事由により低下した住宅の機能向上のために行う修繕、補修、増築、改築（建替えは除く。）、改造、模様替え、設備改善及びバリアフリー化（住宅の外構を含む。）等の改修工事をいう。

(平成31告示6・令和2告示31・令和3告示9・令和3告示86・令和4告示36・令和5告示17・令和6告示9・一部改正)

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（所得証明書をもとに、婚姻届が受理された年の前年分の夫婦の所得を合算した金額。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満であること。

- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、町内に住所を有すること。
- (3) 補助の対象となる住居が飯島町内にあること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助や、飯島町の他の制度による補助金を受けていないこと。
- (5) 同一世帯に属する者全員が町税その他義務的納金を滞納していないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(令和2告示31・令和3告示9・令和3告示86・令和5告示17・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支払った住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額を対象とし、1世帯あたり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(令和3告示86・令和4告示36・一部改正)

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- (2) 夫婦の所得証明書の写し
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸の場合）
- (5) 住居手当等支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- (7) 引越しに係る領収書の写し（引越しの場合）
- (8) リフォームに係る工事契約書等及び領収書の写し（リフォームの場合）
- (9) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、飯島町結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、令和7年2月28日までに行わなければならない。

(平成31告示6・令和2告示31・令和3告示9・令和3告示86・令和4告示36・令和5告示17・令和6告示9・一部改正)

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条2項により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに飯島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、飯島町結婚新生活支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付決定）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに飯島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、この要綱及び規則に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、前条の規定により、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（平成31告示6・令和2告示31・令和3告示9・令和4告示36・令和5告示17・令和6告示9・一部改正）

附 則（平成31年告示第6号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第54号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、元号を改める政令の施行の日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の適用の際、現に存するこの要綱の規定により元号表現を削ることとなる飯島町要綱の規定に基づく様式による用紙で現に残存するものは、元号表現を訂正し、当分の間、使用することができる。

附 則（令和2年告示第31号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第9号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第86号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年告示第36号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第17号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第9号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

飯島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)飯島町長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

飯島町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。
 なお、申請者の住所並びに、申請者及び申請者の同一世帯の町民税等その他義務的納金の納付状況を担当職員が確認することに同意します。

1 婚姻日	年 月 日		
2 申請額内訳	住居費(購入)	契約締結年月日	年 月 日
		購入金額 (A)	円
	住居費(賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円× 月
		敷金 (C)	円
		礼金 (D)	円
		仲介手数料 (E)	円
		共益費 (F)	円× 月
		住居手当等 (G)	月額 円× 月
		住居費(賃貸)合計 (H) (B+C+D+E+F) - (G)	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
		費用(I)	円
	リフォーム費用	リフォーム完了年月日	年 月 日
費用(J)		円	
合計 (A+H+I+J)	円		
3 公的制度による家賃補助	私(申請者)及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。(自署)氏名		
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書の写し 離職又は転職している場合は離職証明書又は転職した翌月の給与がわかる書類 <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書の写し 以下、該当がある場合 <input type="checkbox"/> 住宅手当等支給証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し <input type="checkbox"/> リフォームに係る工事契約書等及び領収書の写し		

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

(宛先)飯島町長

給与等の支払者

所在地 _____

名称 _____
氏名 _____

電話番号 _____

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当等の支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当等支給状況

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

【注意事項】

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員等に支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3号（第5条関係）

飯島町結婚新生活支援事業補助金交付・不交付決定通知書

番 号

年 月 日

様

飯島町長

㊟

年 月 日付で申請のあった飯島町結婚新生活支援補助金交付申請について、審査の結果下記のとおり決定したので、飯島町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 2 不交付の場合その理由
- 3 飯島町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の返還を命ずることがあります。

審査請求 この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受取った日の翌日から3月以内に町長に対して、審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第4号(第6条関係)

飯島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先)飯島町長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯島町結婚新生活支援補助金について、内容に変更が生じたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容			
2 既交付決定額		円	
3 申請額内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		購入金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円× 月
		敷金 (C)	円
		礼金 (D)	円
		仲介手数料 (E)	円
		共益費 (F)	円× 月
		住居手当等 (G)	月額 円× 月
		住居費(賃貸)合計 (H) (B+C+D+E+F) - (G)	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
		費用(I)	円
	リフォーム費用	リフォーム完了年月日	年 月 日
費用(J)		円	
合計 (A+H+I+J)		円	
4 その他の変更			
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書の写し又は婚姻後の戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書の写し 離職又は転職している場合は離職証明書又は転職した翌月の給与がわかる書類 <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当等支給証明書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し <input type="checkbox"/> リフォームに係る工事契約書等及び領収書の写し	

様式第5号（第6条関係）

飯島町結婚新生活支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書

番 号

年 月 日

様

飯島町長

㊟

年 月 日付で申請のあった飯島町結婚新生活支援補助金変更交付申請について、審査の結果下記のとおり決定したので、飯島町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更後の補助金の額 金 _____ 円
- 2 不承認の場合その理由
- 3 飯島町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の返還を命ずることがあります。

審査請求 この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受取った日の翌日から3月以内に町長に対して、審査請求することができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（町長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第6号（第7条関係）

飯島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）飯島町長

請求者 住 所 飯島町 _____

氏名 _____

年度飯島町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

（振込先）

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
（フリガナ） 口座名義	（ ）
口座番号 （ゆうちょ銀行以外）	
ゆうちょ銀行	の

ゆうちょ銀行を指定される場合は、通帳の見開き1ページ左上又はキャッシュカードに記載の記号（5桁）と番号（8桁）をご記入ください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(令和 4 告示36・全改)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(令和 3 告示86・全改)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(令和元告示54・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(令和 4 告示36・全改)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

(令和元告示54・一部改正)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(令和 3 告示86・全改)